

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第5条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成18年10月18日

京都市長 榊本頼兼

1 競争入札に付する事項

(1) 工事名称

京都市消防活動総合センター第2次整備工事

ただし、建築主体その他工事

(2) 工事場所

京都市南区上鳥羽塔ノ森下開ノ内 他

(3) 工事概要

ア 構造・規模	鉄筋コンクリート造4階建て	1棟
	鉄筋コンクリート造3階建て	1棟
	鉄筋コンクリート造2階建て	1棟
	鉄骨鉄筋コンクリート造地上5階地下1階建て	1棟
	鉄骨造2階建て	1棟
イ 延べ床面積	13,060.08 平方メートル	
ウ 建築面積	5,439.41 平方メートル	

(4) 工期

着工命令の日から22箇月以内

(5) 支払条件

ア 前金払

各会計年度において、各会計年度の出来高予定額の4割を超えない範囲内で支払うこととするが、前金払の支払限度額は、3億円とする。ただし、平成

18年度は、平成19年度の出来高予定額を含めた出来高予定額の4割を越えない範囲内とし、前金払の支払限度額は、2億7,800万円とする。

イ 部分払

平成19年度に2回、平成20年度に2回、合計4回の出来形部分に相応する部分払を行うこととする。

(6) 別途工事

電気設備工事、情報通信システム工事、空調設備工事、衛生設備工事及び昇降機設備工事

2 入札までの手続

- (1) 3の入札参加資格に関する事項について、5の入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有すると認められた者を本件入札参加有資格者とする。
- (2) 上記(1)の確認結果は、5(4)のとおり通知する。
- (3) 当該有資格者に対して設計図書等を提示する。
- (4) 本件入札は、簡易型総合評価方式により行う。簡易型総合評価方式の手続の詳細は、入札説明書及び落札者決定基準において示す。
- (5) 本件入札は、京都市電子入札システムにより行う。

3 入札参加資格に関する事項

一般競争入札参加資格確認申請書の提出の時に、現に京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿若しくは規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者（以下「登録業者」という。）又は登録業者以外の者で、開札の時までに平成17年12月7日付け京都市告示第426号に定める資格を有すると認められた者のいずれかであって、次に掲げるすべての条件を満たす者

- (1) 本件入札に係る一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限から競争入札参加

資格の確認までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。

(2) 4の共同企業体に関する事項に掲げる条件をすべて満たすこと。

4 共同企業体に関する事項

(1) 本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工方式とする。

(2) 共同企業体は、建設業法に基づく建築工事業の許可を受けており、次のア～エの要件を満たす3者による自主結成とする。

ア 代表者となる構成員は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27の規定によるもので、同法第27条の29第1項に規定する総合評定値が記載されており、開札日において有効（審査基準日から1年7箇月以内）なものに限る。以下同じ。）における「建築一式」の総合評定値が1,250点以上あること。

イ 平成8年度以降に完成済みの建築工事において、単独又は共同企業体の構成員（いずれも元請）として、地階を有する延べ床面積8千平方メートル以上の鉄筋コンクリート造の建物の新築工事を施工した実績がある者とする。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績の場合は、出資比率が20パーセント以上で、自社の監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置した場合に限る。

ウ 代表者以外の2者は、総合評定値が900点以上の者とする。

エ すべて構成員が、建設業法の建築工事業に係る監理技術者（平成16年3月1日以降に監理技術者資格者証を交付されている場合は、監理技術者講習を受講し、監理技術者講習修了証の発行を受けている者に限る。）を工事現場に専任で1名以上配置し得ること。

なお、配置予定の監理技術者については、常勤の自社社員であり、かつ、本件入札参加資格確認申請時において、引き続き3箇月以上の雇用関係があること。

- (3) 共同企業体の構成員は、本件入札に係る2以上の共同企業体の構成員となることはできない。
- (4) 構成員の出資割合の下限は、20パーセント以上とする。
- (5) 関係会社の参加制限

当該入札に参加しようとする者が、別の共同企業体の構成員として次の各号のいずれかに該当する場合は、そのうちの二者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (7) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(7)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- (7) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再

生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

5 入札参加資格の確認

(1) 本件入札に参加しようとする者は、次の書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、指定する期間内に必要な書類を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

また、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しないが、本市において無断で使用しないものとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「入札参加資格確認申請書」という。）

（用紙交付）

イ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

ウ 施工実績調書（用紙交付）

4(2)イの施工実績を記載し、それを証明し得る契約書及び設計図書等の写しを添付すること。

エ 技術者配置予定調書（用紙交付）

4(2)エの示す監理技術者を記載し、その者の資格証及び雇用関係を証明し得る書類等の写しを添付すること。

また、当該技術者については、本件入札参加資格確認申請時において、他の工事に配置されておらず、かつ申請時以降、落札決定の日時までの間においても、他の工事に配置する予定がないこと。

なお、落札した場合においては、技術者配置予定調書に記載された者と異なる者を配置すること、及び履行の途中における技術者の変更は認められない。

オ 特定建設工事共同企業体協定書（甲）

国土交通省が示す様式で、平成14年3月29日 国総振第162号により
改正後のもの。

カ 委任状

代表者（又は本市に届出済みの受任者）以外の代理人名で入札参加資格確認
申請書を提出する場合のみ。

キ 返信用封筒

表に返信先を記載し、簡易書留郵便相当額の切手をちょう付すること。

(2) 入札参加資格確認申請書等の交付期間及び交付場所

ア 交付場所

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市理財局財務部調度課工事契約担当

（電話075-222-3313）

イ 交付期間

公告の日から平成18年10月30日（月）まで。ただし、京都市の休日
を定める条例に規定する本市の休日を除く。

午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

(3) 入札参加資格確認申請書等の提出方法

ア 受付場所

5(2)アに同じ。

イ 受付期間

5(2)イに同じ。

(4) 入札参加資格の確認結果通知等

本件入札参加資格の確認結果は、平成18年11月2日（木）までに、一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

なお、資格がないと認められた者に対しては、その理由を付して通知する。

(5) 入札参加資格を有しないと認められた者に対する理由の説明

ア 本件入札参加資格確認において入札参加資格を有しないと認められた旨通知を受けた者は、その理由について書面による説明を求める場合は、平成18年11月14日（火）までに、その旨記載した書面を5(2)アの場所まで持参し提出すること。

イ 市長は、アによる説明を求められたときは、平成18年11月17日（金）までに、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

6 簡易型総合評価の手続

簡易型総合評価は、次の手続により行う。

なお、詳細は、入札説明書及び落札者決定基準による。

(1) 技術資料等の提出

入札説明書の定める期日までに、必要事項等について記載漏れのない技術資料等を提出すること。

(2) 評価

提出された技術資料等については、落札者決定基準に定めるところにより評価し、得点を与える。

(3) ヒアリングの実施

技術資料等を提出した者に対してヒアリングを実施する。

(4) 落札者の決定

技術資料等の評価による得点を入札価格で除すことによって得た数値の最も高いものを落札者とする。

7 入札参加資格確認の取消し

本件入札参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、市長は5(4)による通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。

- (1) 落札決定の日時までの間に、規則第2条第1項の規定により定めた一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。
- (2) 落札決定の日時までの間に、3に規定する本件入札に参加する者に必要な資格を喪失したとき。
- (3) 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、要綱第29条第1項の規定により定めた競争入札参加停止を受けたとき。
- (4) 6(1)に示す技術資料について、期日までに必要事項等について記載漏れのないものを提出しないとき、記載を求めている事項に対する記述がなされていないと認められるとき、虚偽の記載内容があったとき及び技術資料に関するヒアリングに出席しないときは、参加資格を取消すものとする。

なお、技術資料を提出しない場合には、参加資格の取消しと併せて無断欠席扱いとし、参加停止措置を行う。

- (5) その他市長が特に入札に参加させることが不適當であると認めたとき。

8 設計図書、入札説明書及び落札者決定基準等（以下「設計図書等」という。）の提示

- (1) 提示日時 平成18年11月20日（月）
- (2) 提示場所 5(2)アに同じ。
- (3) 設計図書等に対する質問及び回答期限等

設計図書等に対する質問及び回答期限等については、入札説明書による。

9 入札方法等

(1) 技術資料による提案の取扱

技術提案による設計変更は行わない。

(2) 本件入札は、京都市電子入札システムによる入札とする。

ア 入札データの送信方法は、郵便によるものを除き、5(2)アの場所に設置する入札端末機（規則第6条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。）を使用して入札データを送信する方法に限るものとする。

イ 入札は、入札期間内に共同企業体の代表者が入札端末機利用者カード（規則第6条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。以下同じ。）を使用して、入札端末機により、入札データを送信することにより行うこと。

(3) 入札端末機利用者カードの交付

共同企業体の代表者が入札端末機利用者カードの交付を受けていないときは、入札期間の終了の1時間前までに入札端末機利用者カードの発行の申請を行うこと（申請書交付は、実印の押印を必要とするので、注意すること。）。

(4) 落札価格は、入札金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入力すること。

(5) 入札者は、送信した入札金額の訂正又は撤回をすることはできない。

(6) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格を下回る価格で入札を行ったときは、同制度に基づく調査を実施し、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、その者との契約を行わないことがある。

(7) 本件入札においては、予定価格、低入札価格調査制度に係る調査基準価格及び入札参加者の商号（法人にあっては名称）は入札の前に公表する。

10 入札期間及び開札日時等

(1) 入札期間

平成18年12月22日(金)、25日(月)及び26日(火)の午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

なお、入札書を郵送する場合には、書留郵便とし、平成18年12月26日(火)の午後5時までに5(2)アの場所に必着させること。

(2) 開札日時 平成18年12月27日(水)午前10時

(3) 入札を行う者は、入札期間の終了までに、入札金額に対応する積算内訳書を提出しなければならない。ただし、入札書を郵送する場合は、入札書と同様に提出すること。

(4) 上記(3)の積算内訳書は、封入し金額等が露呈しないようにすること。

なお、積算内訳書は、参考図書として提示を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

(6) 落札者には、電話により通知する。

なお、落札者以外の入札参加者に対する通知は、平成18年12月28日(木)及び平成19年1月5日(金)に、来庁時の口頭又は電話による問い合わせがあった場合に限り、口頭により通知する。

ただし、上記期間内に、書面による通知を請求する旨の書面による請求があった場合には、書面による通知を行う。

(7) 落札者以外の入札参加者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札参加者は、落札者とならなかった理由について書面による説明を求める場合は、平成18年12月28日(木)若しくは平成19年1月5日(金)に、その旨記載した書面を5(2)アの場所まで持参し提出すること。

(8) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、平成18年12月28日(水)午後1時から5(2)アの場所

で閲覧に供し、併せて調度課のホームページにおいて公表する。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

納付。保証金額は請負代金額の3割とする。ただし、有価証券等の提供又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

12 入札の取消し

8(8)において予定価格の事前公表を行った場合において、入札参加者が1者になったときは、本件入札を取り消すものとする。

13 入札の無効

規則第6条の2各号（第3号を除く。）に定めるもののほか、虚偽の申請により競争入札参加資格があると認められた者が行った入札は無効とする。

14 議会の議決に付すべき契約

本件工事の請負契約は、議会の議決に付すべき契約に該当するため、契約の相手方となる者は、まず本市と仮契約を締結し、議会の議決を経た後、議会の議決があるまでに、仮契約の相手方に別に定める基準に該当する反社会的行為等があったときは、当該仮契約は解除する。

15 その他

(1) 本件入札は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約書作成の要否 要

- (4) 本件工事に直接関連する他の工事の請負契約を本件工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 本公告に関する問い合わせ先 5(2)アに同じ。
- (6) 公正な競争を確保するため、本件入札において互いに競争相手であった落札者（以下「契約者」という。）と落札者以外のもの（以下「非落札者」という。）が次に掲げる事項を行うことを禁止する。
- ア 契約者が、非落札者に本件工事の施工に関して建設業法第2条第1項に規定する建設工事を請け負わせること。
- イ 非落札者が、契約者から本件工事を請け負うこと（2次下請、3次下請その他契約者と直接契約を締結しない場合を含む。）。

16 Summary

- (1) Subject matter of contract:

Building construction of Kyoto city firefighting center

- (2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification:

5:00 p.m. 30 October, 2006

- (3) Time-limit for the submission of tenders:

10:00 a.m. 27 December, 2006

- (4) Contact point for the notice: Supplies Section, Finance Division, Finance Bureau, City of Kyoto

Teramachi-Oike Nakagyo-ku, Kyoto 604-8571, Japan

Phone 075-222-3313

(理財局財務部調度課)